（裏）

|  |
| --- |
|  |
|  | 14　条例第６条第４号及び第５号の規定により定められた地域 | (1)　文化財等から展望できない広告物等 | 　該当する　　　展望できない理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　該当しない |  |
| (2)　地盤面からの高さ | （　　　　　）メートル（20メートル未満は、(3)の記入不要） |
| (3)　基準を超える彩度の使用割合の限度 | 広告物の表示面積A | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用割合の限度（A×１／３） | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用面積 | 平方メートル |
| 15　条例第８条第４号の規定により定められた地域 | (1)　広告物の目的 | 　自家用広告物　その他の広告物（　　　　　　　　　） |
| (2)　地盤面からの高さ | （　　　　　）メートル（10メートル未満は、(3)の記入不要） |
| (3)　基準を超える彩度の使用割合の限度 | 広告物の表示面積A | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用割合の限度（A×１／３） | 平方メートル |
| 基準を超える彩度の使用面積 | 平方メートル |
| (4)　照明 | 種類 | ネオン管（露出・その他）、LED、その他 |
| 色 | 赤色光、黄色光、その他（　　　　　　） |
| (注意)　１　所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。　　　 ２　７(１)壁面面積及び８(１)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまでの面積を記入してください。 |
|  |